

令和3年度第4回新潟県男女平等社会推進審議会 議事録

令和4年2月15日（火）14:00～16:00

Web会議（新潟県庁行政庁舎8階803会議室）

出席委員 石坂 美和、小原 広紀、近藤 明彦、佐藤 ゆかり、高野 真規、徳武 裕一、
富澤 佳恵、野上 伊織、野村 厚子、畠山 典子、丸山 さつき、若桑 昭男、
渡邊 登

事務局 男女平等社会推進課：

丸山課長、細貝課長補佐、鴻巣係長、高橋主任

子ども家庭課：関根係長、しごと定住促進課：佐久間副参事

義務教育課：岩野指導主事、高等学校教育課：小竹副参事、

生涯学習推進課：関社会教育主事、警察本部警務課：渡邊係長

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の答申案について

4 事務連絡

5 閉 会

(事務局)

定刻となりましたので、令和3年度第4回新潟県男女平等社会推進審議会を開会します。

皆さまにはお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の出席委員数は、13名であり、条例第28条第2項に基づく定足数（委員の過半数）を満たしております。

また審議会は、条例第30条の規定により、原則として公開することとされております。

それでは、開会にあたりまして、県民生活・環境部・副部長の土田からごあいさつを申し上げます。

(土田副部長)

県民生活・環境部の土田でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、私どもの男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に御理解と御協力をいただいておりますことを、改めて心より感謝申し上げます。

この第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）につきましては、昨年1月に知事から審議会に諮問があり、1年間、皆様から議論を重ねていただきました。

今回の計画策定にあたりましては、審議開始時から現在に至るまで、なかなか一堂に会することができず、新型コロナウイルスの感染の収束が未だに見通せない状況がありますので、オンラインで画面越しにご審議いただくなど、これまでとは異なる環境下でご審議をお願いしてまいりました。

何かとご不便をお掛けすることがあったかと思いますが、渡邊会長をはじめ委員の皆様には、大変熱心に議論を重ねていただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

本日は、その総仕上げといたしまして、第4次計画の答申案につきまして、ご審議いただくこととしております。答申案につきましては、これまで審議会において皆さまからいただいたご意見のほか、県民の皆様からお寄せいただいた多くのパブリック・コメントを踏まえた案となっております。委員の皆様におかれましては、第4次計画の最終審議の場として、幅広い視点からご意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、後ほど事務局の方から説明いたしますが、来年度の県の組織改正に伴いまして、男女平等施策の所管を、現在の県民生活・環境部から、知事政策局に移管することとし、より全庁的に取り組める体制となります。この審議会につきましても県の担当部局が変更になりますが、委員に皆様には引き続き審議会の運営にご協力いただきますよう重ね

てお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

誠に恐縮ですが、副部長は所用のため、ここで失礼をさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、議事に入ります。渡邊会長、以降の進行をよろしく申し上げます。

(渡邊会長)

よろしく願いいたします。今副部長からお話がありましたけれども、新型コロナウイルス、オミクロン株の感染下で、なかなか一堂に会することができずに審議が進んできた訳ですけれども、私もそのような状況下の中、オンラインで司会をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

それでは議事に入ります。本日の議事は、「『第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）』の答申案について」です。会議は、16時を終了予定としておりますので、議事進行にご協力ください。

まず、本日の議事の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の議事の進め方についてご説明いたします。

前回の審議会において委員の皆様からいただいたご意見や、パブリック・コメントでお寄せいただいたご意見などを踏まえ、本日の答申案のとおりとりまとめましたので、前回の素案から修正した点などにつきまして、資料1から資料3により事務局からご説明いたします。

その後、答申案について、委員の皆様からご意見を伺い、審議の中で答申の内容を確定していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(渡邊会長)

それでは、パブリック・コメントに対する県の対応と、第4次計画の答申案について、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、これより「第4次新潟県男女共同参画計画」の答申案について、資料1から資料3によりご説明いたします。

まず、資料1を手元にご用意ください。次期、第4次計画の策定に当たり、広く県民の意見を募集するため、令和3年11月29日から12月28日にかけてパブリック・コメントを実施いたしました。前回の審議会での意見なども踏まえて修正した素案をもとに、意

見を募集したところ、8名の方から、合計56件の意見などが寄せられました。その意見の内容につきまして、とりまとめたものが資料1となっております。

まず、資料1の左上「意見の反映状況」についてでございますが、パブリック・コメントに寄せられた意見等について、

- ①意見を反映し、計画素案の修正を行ったものが 2件
- ②意見の一部を反映し、計画素案の修正を行ったものが 6件
- ③意見の内容等については、既に計画素案に記載済みのものが 6件
- ④意見を今後の参考や検討課題とするものが 8件
- ⑤その他、計画素案の記述を変更しないものが 34件

となっております。

本日の審議会では、パブリック・コメントでいただいた意見などを踏まえて、計画素案から修正した部分のほか、最新の統計データが公表されたため数字を更新した部分などについてご説明いたします。

では資料1と併せて、資料3「第4次新潟県男女共同参画計画」答申案をご用意ください。

まず、資料1の質問のNo.3でございます。こちらは、西暦の標記についてご意見いただいたものです。資料3の2ページをご覧ください。

資料3の2ページからの「6 計画策定の背景（1）国連の動き」については、海外の状況であることから、和暦と西暦を併記しておりました。こちらはご意見を踏まえまして、資料3の3ページ下部の「（2）国の動き」及び4ページの「（3）本県の動き」の項目についても、和暦と西暦を併記することとしました。

また、資料3の5ページ下の「人口の推移と将来推計」のグラフですが、令和2年国勢調査の結果が確定したことから、令和2年の数字を最新のものに更新しております。

続く資料3、6ページの「年齢区分別人口推移と将来推計」のグラフと、同じく資料3、7ページ上段の「世帯数及び1世帯当たりの人員」と下段の「家族類型別世帯割合」についても、同じく、令和2年の数字を更新しております。

次に、資料3の13ページをご覧ください。上段の「自立相談支援機関新規相談件数」のグラフについても、令和2年度の数値が公表されたことから、記載いたしました。令和2年度については生活困窮者自立支援制度の相談件数が、ご覧いただいたとおり大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などが伺えるところです。

続いて資料3の15ページをご覧ください。

目標指標一覧のうち、基本目標Ⅰ「重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり」の上段になります「健康寿命」について、こちらも令和元年の数値が公表されたことから数値を更新いたしました。前回の平成28年に比べ、健康寿命が若干延びているという状況になっております。

次に、資料1の5ページにお戻りください。質問のNo.48になります。こちらのご意見ですが、誤字の指摘でございます。具体的には資料3の41ページになります。

こちらは素案の「人間尊重」という記載が「人権尊重」の記載ミスであったことから、ご指摘どおり修正をしております。

次に、資料1の同じく5ページのNo.42から44のご意見でございます。こちらは、資料3の40ページになるのですが、基本目標Ⅰ「重点目標5 生涯を通じた健康づくり」の中段に掲載しています「自殺者数の推移」のグラフについて、これを資料3の63ページの、基本目標Ⅲ「重点目標2 男性にとっての男女共同参画の促進」のページに移動してはどうか、というご意見になっております。まず、この自殺者数の推移のグラフについてですが、男女の健康に関わることから、資料3の40ページ「生涯を通じた健康づくり」のページに掲載しているところです。なお、いただいたご意見のとおり、男性の自殺者数は「男性にとっての男女共同参画」にも関わることから、男性の自殺に関する文章を「現状と課題」に記載することを考えております。具体的には、資料3の63ページをご覧ください。下から3行目の中ほどですが、「自殺者の約7割を男性が占めていることから」という文章を新たに追加したいと考えております。

続いて資料3の68ページをご覧ください。

中段の表「高齢者の人口の状況」につきまして、こちらも国勢調査の結果が確定したことから、内容を更新しております。

また、続く69ページ下の基本目標Ⅲ「重点目標3 子育て環境、介護体制の充実」の「施策の基本的方向・施策の展開」の(3)④をご覧ください。

こちらにつきまして、「児童売春・児童ポルノ等、様々な媒体を通じた子どもの性被害の防止に向けた取組」と、今、記載しておりますが、こちらは、素案では「児童の性的搾取」となっておりました。こちらは県警察本部からの指摘により「子どもの性被害」と記載を改めたところです。近年、「児童の性的搾取」という用語が一般になじみが薄いことから、「子どもの性被害」という用語を最近は使用しているということでございます。

次に、資料3の72ページをお開きください。

下段の表「ひとり親世帯数」の令和2年の数字ですが、こちらも国勢調査結果が確定したことから、数値を記載いたしました。

では、資料1に戻っていただいて、資料1の5ページ、No.38からNo.40の意見をご覧ください。

ご意見の内容としましては、学校教育における女性の参画や、LGBTなど多様な属性の人々の人権が尊重されることなどについて、記載をしてはどうか、というものです。

資料1の右側、県の対応欄をご覧ください。

まず、学校教育における意思決定過程への女性の参画促進については、基本目標Ⅱの重点目標1において、女性教職員の育成・登用を推進することについて記載しているため、記載の修正等を行わないことを考えております。

次に、学校において、性的少数者も含め、多様な属性の児童生徒に対し、きめ細かな対応等を実施するため、性同一性障害や性的指向・性自認等に関する人権教育を教職員研修の機会に行っていることから、ご意見を踏まえまして、資料3の74ページ、基本目標Ⅲの「重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の施策の基本的方向・施策展開(3)㊦、こちらに「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別の解消に向け～」の文末の実施部局について教育庁を追記する、という回答となっております。資料3の74ページをご覧くださいますと、(3)㊦のいちばん最後、施策の実施部局に、今まで「福祉保健部」だけだったのですが、そこへ新たに「教育庁」を加えるということがございます。

また、この項目については、もう一箇所修正がございます。資料2をご覧ください。

資料2が修正前、修正後の表となっております。こちらですが内容としましては、「LGBTなどの性的マイノリティに配慮した施策の推進や、多様性を尊重する環境整備」について県議会からも意見があり、それを踏まえまして、資料2新旧対照表の右側のとおり、一部文言を追加することを考えております。

右側の「(3) 多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します」の㊦の後半部分、こちらに「偏見や差別の解消に向け、性に関する多様性を多くの人が認識し、理解を深めるための啓発等を行います。」ということで、環境整備についての文言を追記することを考えております。

最後ですが、資料3に戻りまして、資料3の75ページをご覧ください。

下のグラフ「自治会長に占める女性の割合」、こちらの令和3年の新潟県の数字、6.3%が公表されましたので、こちらも新たに記載をいたしました。

今回の変更箇所につきましては以上のとおりとなります。それではよろしくお願いたします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今事務局からご説明いただきました答申案について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。ご意見がございましたら、挙手のうえご発言願いたいと思います。基本的に、多くは令和2年度に発表された国勢調査の結果を取り入れているということです。

(若桑委員)

意見提出者に対する県の回答に関してですが、県から直接、意見提出者に連絡するのかどうかを伺いたい。また、過去のパブリック・コメントと比較して、提出者数や件数の増減等について把握されているなら教えてほしい。

次に、県の回答内容と意見提出者の意図が、少しずれている感じを受けています。例えば意見の1番目の提出者の意図は、「計画策定の趣旨」に掲載することに意味があるとのことだと思います。それに対し、「計画の背景」、「現状と課題」、「取組」に掲載されている、というのが県の回答です。意見提出者の意図と回答内容の齟齬が30くらいありました。意見提出者の文章をもう少し深く理解したほうが、重みのある計画になるのではないかと感じています。

(渡邊会長)

今の若桑委員のご意見について、基本的には、パブリック・コメントをお寄せいただいた方のご意見と県の認識がずれているのではないか、ということがいちばん主です。もう一つは、新たな数値を入れた場合に、その数値の変化をどう捉えるかという問題ですが、その点について県の見解をお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。まず、意見提出者に県の対応の回答を返すのかということですが、パブリック・コメントでいただいた方への県の対応につきましては、県のホームページで公表することになっておりますので、そちらでご確認いただくこととなります。

今回、56件のご意見をいただきまして、これが過去の件数と比べて多いのか少ないのかということかと思いますが、そこまで調べていないのですが、特別多いということでもないのではないかと考えております。

また、意見の内容と県の対応、回答に若干ずれがあるのではないかとござ

いますが、前回の審議会等でもご審議いただいておりますけれども、項目同士の並び等もありまして、現在の記載内容で読めるものについては、基本的に記述は変更しないという方向で考えております。また、いただいたご意見につきましては、中には指標に関するご意見もいただいておりますが、そちらは今、県の中で検討中でございますので、そういったところも含めて、今後参考にしていければと思っております。

(若桑委員)

パブリック・コメントの意見提出者は、時間をかけ、努力、苦勞して書き上げるものです。出来ることなら感謝の気持ちも踏まえた回答文を、意見提出者に送付した方が好ましいと感じます。

(渡邊会長)

パブリック・コメントは基本的には、どこにおいてもすべてウェブ上で公表するというのが一般的であろうかと思えます。実際には、市民あるいは県民が政策に対して参画とまではいえないのですけれども、参加できる極めて重要な機会ですので、市民が積極的にそこに参加するということで、お礼というよりも、それは市民の責務だとは思いますが、いかがですか。パブリック・コメントについてそれぞれ皆さんにお返しするというよりは、予めパブリック・コメントでの対応についてウェブで記載しますということをやっておりますので、私はそれで十分かと思っております。

(若桑委員)

了解しました。

(渡邊会長)

ただ、それは確実に確認いただければと思います。もちろん、読み方の問題というのはなかなか難しいところがあります。実際に、計画の素案に対して県民の方々から見てなかなか読み取れない部分というものもあろうかと思えます。全く欠けているということであれば、それは非常に大きな問題となると思うのですが、今、いただいたご意見を今後踏まえていっていただけたらと思っております。

(佐藤委員)

よろしく申し上げます。資料3の2ページの6の計画策定の背景のところですが、和暦と西暦の併記といったお話があったかと思うのですけれども、どちらか片方だけしか記述されていない部分もいくつか残っているのですけれども、何か意図があるのかどうかについて教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。特段、意味を持って片方とした、ということではないと思うので、確認して、必要があれば修正いたします。

(佐藤委員)

よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

和暦だけというのは非常に分かりにくいのです。元号がいろいろありますから。変化などを見る場合には、やはり西暦で一貫して、何年前とか、そういうものが明確に分かるような形で、実際に読む側としてそうしていただきたいということがあって、和暦を使わざるを得ないということはあるのでしょうかから、西暦も併記していただくと、あれから何十年でどの程度の変化があったのかといったことが確認できますので、それはぜひ併記をお願いしたいと思います。

(高野委員)

ご説明していただいた部分ではないのですが、資料1の8番の質問に対してですが、「目標数値が増加の設定では何も意味がないので、目標数値を達成しましたという文言を削除してください。」というご意見に対し、そのままにします、という回答なのですが、確かに目標数値は数値なわけです。目標数値というのは、目標達成の基準となる数値の指標を設定することなので、増加は数値とは言わないのかなと私も感じました。例えば「目標数値を達成しました」ではなくて、「目標を達成しました」にするか、もしくは資料3の15ページに指標一覧が載っていて、そこが「目標数値等」という書き方をされていますが、そこを、「目標または目標数値」とするなど、少し工夫をされてみると分かりやすいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。「目標数値」という表記につきましては、私どもも少し検討の余地があるのではないかと考えていますので、いただいたご意見を踏まえ、今後の目標設定の時に参考にしたいと思います。いただいた8番の意見につきましては、第3次計画の目標ですので、今から変えられないという意味合いもあるのですが、第4次計画の目標設定につきましては、この辺も踏まえ検討したいと考えております。よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

これについては、私自身は、目標数値ということであると、意識調査の目標数値はほぼ意味がないと思っていますので、統計上では有意差がない限り、数値が上がったとか

ということは決して言えないのです。それを考えるならば、上昇というのは実際には意味が無いことはないのです。つまり、前よりも増えたということは統計学的には意味があることなのですけれども、ただ、一般向けにそのようなことを挙げても、おそらくほとんど理解されないと思いますので、その場合にはやはり数値を挙げるということはやむを得ないのかなと思っております。それを踏まえて、数値を挙げる場合には、数パーセントとかそういうことではなくて、最低でも10パーセントくらいから考えるという形にしていだければと思います。

実数値、これは意識ではない場合の数値は完全に意味があるものですので、その場合は堂々と挙げていただければと思います。そのあたりは少し考え方が、意識調査についてはなかなか微妙なところがありますので、県だけではないですが、全国の都道府県市町村がみんなそのような形でされているのですけれども、私の立場から言うと、あまり好ましいとは思っていないのですが、やむを得ないのではないかと考えております。そういう見方についてもご了解いただければと思います。

(畠山委員)

1点質問と、感想・意見をお願いします。最初に1点目の質問ですが、資料3の答申案の72ページです。先ほどひとり親世帯数について、令和2年度の数値が入ったということで説明がありました。平成27年までは増加しているか、少し減ったくらいなのですが、令和2年になると、右側に数値差が書いてあるように、減少の数が多いのですが、この辺の背景がお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

2点目ですが、資料3の14ページの「7 前計画の達成状況と現状及び課題」において、資料1のNo.4の県の対応で、「前計画よりも達成状況について踏み込んだ記載をしています。」と、県の対応が書かれています。前計画については総合指標を含めて、前回の達成状況を記載するにとどまっていたのですが、今回の素案では基本目標ごとに達成状況を述べて、全体を見た場合、達成指標の数だけではなく、未達成指標の数も示しているなと思われました。

最後の方に、意識とか女性の参画、就業環境がなかなか改善されない中で、継続的な取組が必要だと述べており、総合的に前計画の評価をして、前回の素案よりも充実した、また、前回の計画よりも充実した記載になったと思われました。

最後に、継続的な取組が必要であるというのは本当にそう思うのですが、これまで、この計画がなかなか進んでいかない、取り組んできたけれども進んでいかない状況がありましたので、こういった状況から少し表現が弱いのではないかと感じました。例えば

「継続的な取組みを推進していきます。」など、取組みを一層進めていく意味合いを含めた表現が良いのではないかと思います。

(渡邊会長)

72ページのひとり親世帯が減少しているという数値、表があがっていますけれども、これについて、その原因等を教えていただきたいというのが一つですが、この点はいかがですか。ひとり親世帯、父子世帯と母子世帯の数の減り方についていかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。子ども家庭課でこういったところの分析はされていらっしゃるでしょうか。

(事務局(子ども家庭課))

裏づけになるデータを持ち合わせていないので、確認をして、事務局を通してお答えできたらと思います。

(渡邊会長)

これは、全国の傾向も同じように減っているわけです。そういう意味では、新潟県独自の、ということではないような気がします。確認すべき課題と思いました。お分かりになれば、後日にでもその内容についてご説明いただければと思います。

全般に渡ることですが、目標数値について、あるいは前計画の数値と進捗状況、目標数値が取り上げられていて、結局、より一層推進を進めていかなければいけないものがあるわけですが、実際に計画がなかなか進んでいかない状況がありまして、それに対して検討したのであれば、さらにより一層強く進めていくという、表現はどうか分かりませんが、そういった意思をもっと明確にした方がいいのではないかとご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえまして、14ページをはじめ、少し検討してみたいと思います。

(渡邊会長)

お願いいたします。

(若桑委員)

答申案に関して、事務局に2点質問します。

最初の質問は、前回の審議会が11月8日に開催されました。その後、わずか1週間で「ほくとう宣言」が出されました。「ほくとう宣言」の内容は、事務局から各委員に配

られていると思いますが、その内容は5項目あります。

第1の項目は、政策方針決定過程の女性の参画拡大を前面に出しており、女性活躍社会への実効性、その効果に軸足を置いたものです。そして、それを推進させるための支援や環境づくりの項目を2項目目から5項目目に掲げています。これは、「2020年代の早期に指導的地位における女性が占める割合を30パーセントにする」という政府目標を背景にしているものと考えます。一方、答申案の2006年の啓発段階で制定された計画体系では、「2020年の早期の実現」は、無理であると考えざるを得ません。

ポイントは、昨年11月に出された「ほくとう宣言」には、北海道・東北の知事に新潟県知事がかかわっていること、他方で「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の第9条に、「計画は知事が定める」となっており、「ほくとう宣言」と「次期計画体系」は考え方、視点、スピード感が違うということです。言い方を変えると、「ほくとう宣言」で知事が言っていること、次期計画で知事がやろうとしていることが異なるということです。この辺について、どのように考えるかが最初の質問です。

加えて、県の計画は各市町村が勘案する計画と位置づけられていますので、その影響は大きいと考えます。その辺についても返答願えればと思います。

2番目の質問ですが、「ほくとう宣言」を発した同じ11月に、岸田総理大臣が女性活躍を踏まえた男女共同参画の来年の重点方針を策定するために、女性活躍の実効性のある具体策の取りまとめを関係閣僚に指示しました。この背景は、先ほど述べた「ほくとう宣言」と同じであります。また、現社会でも、ジェンダー平等に向けた実践的な取組がスピード感をもって進められています。例えばコーポレートガバナンスコードの改正等で、女性活躍の推進や取締役のジェンダー平等化、多様性を持った取締役会への方向性、また、脱炭素社会、デジタル社会を踏まえた女性の視点、感覚が必要など、男女共同参画社会に向けたアクションが、様々な分野で実行に移されています。

言いたいことは、岸田総理大臣の閣僚への指示や知事の「ほくとう宣言」、そして男女共同参画に向けた社会のスピードは、次期計画答申案より一歩先を走っているということです。答申案より社会が先行していることについて、計画の機能と役割、計画の存在意義という観点から、事務局の見解をお聞きしたいと思います。

(渡邊会長)

ざっくり言ってしまうと、県の施策、国の政策との基本的な整合性の問題をどう考えるかということだと思いますけれども、総合的な政策、施策の体系の中で男女共同参画の施策がどう位置づけられるかということだと思います。ただ、これは事務局にお聞き

してもいいと思いますけれども、本当であれば、答申案の後で組織編成の問題がありますけれども、そこも非常に大きくかかわっている問題なのです。男女平等の施策を県がどう位置づけているのかということと実は大きく関わっています。とりあえず、事務局から今のご意見についてお答えというか、今、言える限りの見解でお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。なかなか難しいですね。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘の趣旨としましては、女性の参画の拡大、とりわけ政策方針、決定過程への女性の参画の拡大というものが重要視されているということだと思っております。「ほくとう宣言」、また国の計画もそういったところを重視していることになると思います。県の計画におきましても当然そこは重視しております、そこで重点目標として1項目を掲げ、目標も設定して取り組んでいくことを表記したところでございます。ですので、私どもとしては、そこに何か齟齬があるとは考えていないところです。

(渡邊会長)

ということなのですけれども、そうではないということは非常に難しいですので、ここは、事務局に答えを求めるとするのは非常に難しいことだろうと私は思っております。当然、整合性が無いわけではないということになるので、実際には、この計画そのものを、どのように実際、実施していくのか。実施の進捗状況に対しては県民から厳しい視線を受けていくというか、別に県だけがやるわけではなくて、県民共々進めていくということは当然のことですから、一丸となって進めていく。ただ、うまくいかない場合には、それに対して県民がさまざまな意見を述べていくという機会を捉えていくことが必要ではないかと思っております。

(若桑委員)

「ほくとう宣言」の目標の達成が、2006年策定の啓発段階での計画体系で本当にできるのかについては、以前から発言させてもらっていますが、今、会長が言われたように、実際に運用面でそれをカバーしていくということしか無いと思います。事務局が今までの会議で前例踏襲ということに固執していたことを鑑み、質問させていただきました。

(渡邊会長)

若桑委員がおっしゃることは非常によく分かるのですけれども、確かに遅々として進まないですね。成果がなかなか表れないということが非常に問題であるわけです。世

界女性会議は1975年、すでに半世紀近く経っているにもかかわらず、まさに女性差別撤廃条約は1979年に批准したのでしょうか。日本では、それ自体の実現化すらうまくいっていないと。ただ、ここ数年、わりと加速度的にさまざまなことを進めているということは確かであるので、実際には国が法律をもって進めていかないと、県としても対応しにくいわけですので、今後、啓発だけではないような形も、実際の施策の取組を進めていっていただけるような礎となるべく、この計画を活用していただけたらいいなと私は思っております。

(若桑委員)

会長が言われたことはよく分かります。新潟県がジェンダー後進国の中の後進県である一つの要因は、推進体制にあると思っています。答申案の推進体制は、今までと同じく計画を前提とした対応となっていますが、社会の変革が激しい時代には、社会変化の状況に応じて推進体制も戦術的、機動的、実践的に変えていかなければ、社会の潮流についていけないと思います。推進体制について、今回、若干の文言修正をしていますが、戦略的、実践的な行動という視点で、推進体制の文書を修正された方が良いのではないかと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方々のご意見もお伺いしますが、今、推進体制についての問題点が若桑委員から挙げられましたけれども、ほかの委員の方々はどのようにお考えでしょうか。

(畠山委員)

県の指標の達成状況からしてもなかなか進んでいかないという実態は、今の若桑委員のご意見と同じくそうだなと思います。先ほど、事務局の説明と会長のお話にあったように、これから答申が提出されて、4月から全庁的に取り組めるようにという影響力の大きい知事政策局に移行するというので、より影響力の大きい施策が進められていくのではないかと思います。例えば男女平等推進施策調整会議などを見ても、全庁的な構成員ですので、より強力な影響力のある部署になっていくことは一つ大きなことであるのではないかと思います。

(渡邊会長)

ほかの委員の方はいかがでしょうか。今、畠山委員がおっしゃったように、確かに知事政策局に移ることによって全庁的な体制で、基本的に男女共同参画というのはすべての政策、施策に関わることであるわけですので、そういった形で全庁的な体制として取

り組んでいただいて、もしかしたら、1部局の施策としか認識されていなかったかもしれない、そんなことはないと思いますけれども、実際に知事政策局の中で全庁的な取組として進めていくという体制が組めれば、若桑委員のおっしゃったご意見については払拭できる可能性はあると思います。

(事務局)

今、推進体制というところが議論になっておりますので、一つご説明申し上げます。審議会冒頭の副部長からのあいさつにもございましたが、来年度の県の組織改正に伴いまして、男女平等施策の所管が現在の県民生活・環境部から知事政策局に移管されることとなっております。県では、男女平等社会の形成に向けて意識啓発や学習機会の確保に加え、女性が活躍できる環境の整備や貧困などの困難を抱えた女性の支援の取組の強化が必要と考えております。こうした取組は産業、労働、福祉などさまざまな分野に密接に関わるものであり、総合的な企画立案や部局横断的な推進が不可欠であり、知事政策局において所管することとしたものです。

知事政策局における具体的な体制としては、男女平等施策に関する全庁的な司令塔として男女平等社会推進課を廃止し、新たに部長級の専任の職員を置き、総合調整機能の一層の強化を図っていくこととしております。男女平等社会推進課を廃止することになりますが、これまでは課長の指揮のもと施策の推進に取り組んできましたが、来年度からは部長級の統括監を置くことで、課長より一つ上の立場から全体調整を図ることができ、男女平等施策の推進をより迅速かつ的確に実施できる体制になるものと考えております。

(渡邊会長)

ありがとうございます。先に飛んでしまいましたけれども、今、お話があったように、男女共同参画の施策に取り組む、今までは男女平等社会推進課であったわけですが、それを廃止して知事政策局に全庁的な取組ということで移すと。今お話があったように、部長級の統括監といった専任職員を置くということです。実際には、知事政策局に移っていからこの計画を立てればもっとよかったのだらうと思うのですが、そこら辺はいろいろな事情があると思いますので、実際にこの計画を3月に、今回のご意見を踏まえながら、若干修正したりして、答申案として知事に答申するわけですが、その中でも、この点についてはしっかりと私のほうからもお話しできればと思っております。若桑委員が言われたように、当然、国がある程度加速度的な取組を進めていることに対して、県はさらにそれを上回るような取組を進めていけるような、そのスタ

ートラインが今回の組織改正としていただきたいと。私からも、答申については申し上げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(野村委員)

県の取組というのは、結局、そのほかの自治体、市町村に非常に大きく影響してくるもので、私は見附市なのですけれども、見附市でも同じように男女共同参画社会の委員をやっております、今まで、何かやればいいみたいなどころがありまして、そんなこともないと思うのですけれども、やれば、そこで一応意見は出るのですけれども、本当に見附の役所の方に失礼なのですが、どこか「本気なのかな」、みたいなどころもあります。それは結局、県がやる気を見せなければいけないのではないかと、私も今のお話を聞いていて感じました。ぜひ、本腰を入れているという姿勢をほかの市町村に県から見せていただきたいと思っております。いろいろな整備とか保育とか放課後デイなどは進んでいるのですけれども、基本的に女性がリーダーシップを取るようなところまではまだ全然いっていませんし、やる気のある人がいればやればいい、みたいな方もいらっしゃるのです、ぜひ、県には来年度期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。見附市もそんなに後ろ向きだとは思っておりませんが、そういう点に関しては、おそらく野村委員が見附市の審議会においてもより積極的に促していくということが必要なのかなと。野村さんがリーダーシップを発揮されて、市の担当の方々を引っ張るような意欲を持たれて、その点については県の中でもこんな議論があったのだとか、そういうことも挙げていただきながら頑張っていたいただければと思います。

(富澤委員)

今日の会議が終わると、おそらく答申案が完成して発表されるというスケジュールだと思うのですが、これができあがった後の推進をどうやっていくのかとうところが課題かと私は思っています。私は新潟NPO協会の理事という立場で毎回出席させてもらっていて、NPOや市民協働の立場から、特に資料の質問などをさせていただいていました。今日のこの会議で2022年4月から中小企業のハラスメントの防止も大きく変わるということは、委員の皆さんもよくご存じだと思いますが、私から見ると、この答申案に書かれている中で、特に各種のハラスメントに関しては、市民活動をしている団体ほど知識が足りていないのではないかと日々感じています。というのも、企業や大きな自治体

等ではそういったセミナーとか、管理職への教育といったものが進んでいますが、NPOやボランティア団体の中では、そもそもそういった勉強の機会、これがハラスメントだったのだという共通認識を学ぶ機会が少ないと感じています。ですので、今、全国的にここ最近、NPO、NGO向けのハラスメントセミナーというものが始まっています。全国でそういった動きが出てきているので、新潟でも小さな草の根の市民団体でもこういったことを、男女共同参画、男女が暮らしやすいような社会づくりをするために、企業や自治体だけではなくて、市民団体、本来なら一番大切にしていかなければいけないチームが、皆さんの理解の中で学ぶ機会というのがあったらもっといいなと思っています。今後、勉強会などをするとき、例えば県の男女平等社会推進課の職員の方から講師で来てもらうとか、委員の皆さんの中には社会保険労務士、弁護士といった知識を持たれている方もいらっしゃるので、NPOがそういったことを学びたいといったときには、ぜひ知恵というか、学ぶ機会を持たせてもらえるようなことをしていきたいと思っています。答申案ができて、はい、完成ではなくて、これができたことで、どうやって広げていくのかというところが一番大事かと思いましたが、NPO協会でもそういったセミナー等を開催していきたいと思えますし、そのための資料の一つにも、こういった県の文書が出ているということは使わせてもらいたいと思っています。質問ではなく、私のこれまでの感想も含めてということで、よろしく願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。NGOやNPOの中では実際にハラスメントというものについての理解がなかなか至っていないということは、一般的に認識されていない部分かと思えます。研修や派遣といったことであれば、例えば女性財団がかかわる部分だったりするのでしょうか。今後ますます役割が大きくなってくると思えます。

(畠山委員)

女性財団で各種セミナーや講座などを行っております。企業向けとか女性の活躍とか、力をつけていくような研修内容を行っておりますし、今後さらに充実していきたいと思っておりますので、ぜひ、活用していただけたらと思えますので、よろしく願いします。

(渡邊会長)

特化してでもいいと思うのですけれども、NPO、NGOのメンバーの方々への研修、女性財団でも積極的にその方向に進んでいただければというか、そういう役割も果たしていただきたいと思えます。

今、富澤委員が言われた、これが実際に本計画となって、基本計画という形になって、実際にそれに基づいた実施計画、実行計画というのが一番重要なところになりますので、具体的にどのような実施計画を今後立てていくのかということが問われていくということは、おっしゃるとおりだと思います。まさに先ほどの組織改正の話で知事政策局になって、全庁的に取り組んでいくのだという中で、具体的な、実行可能という少し引いた形になってしまっただけとはいえないのですけれども、実現化、現実化していくための意欲的な実施計画を立てていただくように、審議会としてもお願いしたいと思っています。

(若桑委員)

答申案につけ加えてほしい項目ですが、「計画の性格」「基本となる考え方」の2に、「本計画は、次の性格を併せ持つものです」ということで、現計画の4項目が掲げられています。追加項目として、「政治分野における男女共同参画の推進にかかわる法律」と、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を加える必要があります。また、計画の「行政関係年表」の中に、2015年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されていますが未記入です。

また、前計画の策定時から現在までに、男女平等社会に関する多くの動きがあったことを鑑み、掲載すべき項目の選択について慎重に対応をお願いしたいと思います。

(渡邊会長)

貴重な意見をありがとうございました。どこまでどう入れられるかというのがありますので、例えば年表などに関しては、必要な部分についてはきちんと入れていかなければいけないと思いますけれども、何を入れて、何を入れないのかということを含めて、それは検討させていただいてよろしいでしょうか。

(若桑委員)

お願いします。

(渡邊会長)

この点に関しては、2030アジェンダとか、何を入れて、何を入れないのかということを検討させていただければと思いますが、事務局はいかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。検討させていただきたいと思っています。

(渡邊会長)

この点に関しては、事務局と検討させていただきますので、私の方に一任していただ

ければと思いますが、よろしいですか。

(若桑委員)

よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。

(野村委員)

資料3の39ページなのですがすけれども、リプロダクティブ・ヘルス/ライツというものは、結局、組織とかというよりも、この認識というのは、家庭生活の中で、例えば3世代同居だと、おじいちゃん、おばあちゃんとか、お父さん、お母さんという中で、100パーセントとは言いませんけれども、どちらかという、認識していかなければいけないことなのかなと私は受け取っているのですけれども、政策といったことではなくて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を上から押しつけるのではなく、社会の雰囲気醸し出すように持っていかないと、新潟県のように閉鎖的な、昔からの考え方で凝り固まっているおじいちゃん、おばあちゃんもまだまだいるので、その辺は難しいことだと思うのですけれども、今までどおりの、どこの部署が何をやってどうこうというよりも、雰囲気づくりというか、そういった方面からも攻めていかないと難しいのではないかと思います。まずは社会が「女性活躍」とか何とかと言うのであれば、家庭の中で女性が活躍しやすい雰囲気というか、女性が自分の意思を尊重されるような雰囲気を作っていかなければいけないと思うのです。そこからだと思うのです。その辺は、体系的に推進するやり方も大事なのですがすけれども、表現がなかなかうまくできませんが、そういった雰囲気づくりみたいなものも考えてみてもいいのではないかと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。決して趣旨からずれているものではないと思います。いろいろな機会とか場を通じて、こういった考え方とかあり方とかそういったものをフォーマルにもインフォーマルにも伝えていくというか、みんなが考えていくような場面、研修なども含めてですけれども、いろいろな場面でそういった機会を設けていくことが一番いいのではないかと思います。あらゆる場面であり方といったものを示すことができる、人々が知ることができるような場面をたくさん作っていくことが必要なのではないかと思います。無理やり連れてくるわけにはいかないですから、いろいろな場面で、実際には関係のなさそうな場面でもこういった考え方を取り入れていく。女性財団や各市町村などもそうだと思うのですが、「男女共同参画講座」といいながら、何かよく分か

らない趣味のようなものがある、まさにそこに中に潜ませていくという手を使われたりもしているので、絡めて色々なことを考えていくことも必要かなと思っています。

野村委員がおっしゃったことを見附市の審議会でぜひお話しになって、より進めていくようにしていただければ、やはり県だけというより各市町村それぞれが進めていかないと、当然、実現するものではないかと思しますので、その点はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の答申案について、皆様方からいろいろとご意見をいただきました。そのご意見を踏まえて、一部、一任させていただいた部分もありますけれども、それも含めて、審議会の答申という形にさせていただくということによろしいでしょうか。おそらく今後の組織運営になった以降の実行計画、実施計画というものが一番重要になってくるのではないかと思っています。今のさまざまなご意見を踏まえた形で、審議会の答申ということでお認めいただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。審議会としては、答申を一部持ち帰る部分もありますけれども、決定させていただくことで、基本的に修正すべき箇所は修正し、整理した上で、内容等については私に一任させていただくということで決めさせていただきました。

本日の議事はこれで終了なのですが、実はこの後で事務連絡ということで、先ほどの組織改正の話を予定しております。事務連絡というには収まらないような話ではあるのですが、先ほどの知事政策局への移管というか、体制の変更ということについて、改めて再度、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

渡邊会長、ありがとうございました。事務局から、先ほども多少言及いたしました。が、県の組織改正について改めてご説明申し上げます。来年度、県の組織改正を行いまして、今、県民生活・環境部の男女平等社会推進課で所管しております男女平等施策の事務につきましては、知事政策局に移管いたします。その理由といたしましては、男女平等社会の形成に向けて様々な施策を取り組んでいるところですが、こうした取組については、産業、労働、福祉など多岐にわたる分野に密接にかかわるものであり、総合的な企画立案、部局横断的な推進が不可欠であり、そういった判断のもとで知事政策局において所管することとしたものであります。具体的な推進体制としては、男女平等政策に関する全庁的な司令塔として、新たに部長級の専任の職員を置き、総合調整機能の一層の強化を図っていくこととしております。これまでは、男女平等社会推進課長

の指揮のもとに施策の推進に取り組んでまいりましたが、来年度からは課長より一つ上の部長級の統括監を置き、全体調整を図ることとしております。これにより、男女平等施策の推進をより迅速かつ的確に実施できる体制になるものと考えております。なお、男女平等社会推進審議会につきましても、来年度以降、知事政策局の政策企画課内に設置する室において担当することとなっております。電話番号などの具体的な連絡先につきましては、年度末ころになると思いますが、別途、各委員にご連絡することといたしております。

(渡邊会長)

ありがとうございました。この点についてご質問などはございますか。

(若桑委員)

国も男女共同参画局が内閣府で管轄していることで、効率的、効果的に事務が運営されています。今回、知事政策局に移るということについては大賛成です。

(渡邊会長)

ありがとうございました。そのとおりですね。全庁的な体制を組むということが何より必要ですし、政策企画がきちんとできるところで担っていただくというのは一番です。この組織改正については懸念が寄せられていたりして、果たしてどうなるのだと。男女平等社会推進課が廃止されるというのは、実際には格下げになるのではないかと、いろいろな懸念がありましたけれども、今お話しのように、常勤の専任の統括監を置くということで、それは払拭されたかと思えます。ただ、政策企画課内に設置し、室に、というのは、政策企画課内に部長級がいるというのも大丈夫なのかなと、少し気になったりはしますが、そのあたりはうまくやっていただければと思います。

(畠山委員)

今、お話が出ている知事政策局において室ということなのですが、会長がおっしゃったように、決して後退するということではなくて、ぜひいくつも前進するような強力な体制になっていただきたいと思えます。室の名称も、新聞等にも出ていましたけれども、男女平等とか、男女共同参画という名称をぜひしっかり看板を立ててほしいと思えますし、室の人数も大きく関わってくると思えますので、関わる室の人数の充実も、それによって、より強力な取組につながっていくと思えますので、よろしく願いしたいところです。

(渡邊会長)

ありがとうございました。これはまさに審議会の総意ということでよろしいでしょう

か。実際に組織がどのような体制になるのかというのは、審議会としては見守っていきたくたい。見守っていくというのは弱いかもしれませんが、温かく注視するということになるだろうと思います。

体制についてはいつごろ明らかになるのでしょうか。

(事務局)

今、畠山委員からお話があった名称につきましては、明日、知事から発表する段取りと聞いております。人員についてはまだ先になると思いますが、名称につきましては明日、来年度の当初予算（案）とともに、来年度の県の組織体制ということで知事から発表される段取りでございます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。今、秘中の秘ということですね。ご存じでもなかなか難しいということですね。明日発表されるということは、新聞としては明後日ということでしょうか。あるいは夕方のニュースになるのでしょうか。私たちとしてもそれをしっかり確認していきたいと思います。

事務連絡の中だったのですけれども、非常に重要なことでしたので、審議会としても色々なことをお聞きしたほうがいいだろうと思い、時間を取らせていただきました。

今の組織の変更についてですけれども、ほかの方々も何かありますか。

それでは、私の役割は終わり、事務局にお返しいたします。

(事務局)

渡邊会長、ありがとうございました。事務局から事務連絡を1点いたします。

次期計画の答申についてでございます。本日、当審議会において決定していただきました答申の内容を、事務局で整理、校正いたします。各委員の皆様には後日、答申を送付いたします。また、当審議会の答申を受け、今年度中に次期計画を策定し公表する予定としております。今年度の審議会は今回を持って終了とさせていただきます。委員の皆様にはこれまで貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

(渡邊会長)

答申については先ほども各委員のご意見を踏まえつつ、こちらで受け取って、それをまとめていくという形でお願いしたいと思います。

それでは、長時間に渡りありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたしたいと思います。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

(終 了)